

磐越自動車道 野沢地区附帯工設計

特記仕様書

令和 8 年 1 0 月

東日本高速道路株式会社
新潟支社 新潟工事事務所

第1章 総則

1-1 履行内容

1-1-1 調査等名 磐越自動車道 野沢地区附帯工設計

1-1-2 路線名 高速自動車国道 東北横断自動車道 いわき新潟線

1-1-3 履行箇所 自) 福島県耶麻郡西会津町野沢 (STA723+80.0)
至) 新潟県東蒲原郡阿賀町東山 (STA827+88.0)

1-1-4 主な履行内容

項目	数量	単位	備考
附帯工設計			
現地踏査	1	式	
雪崩対策工設計	1	箇所	
施工計画検討	1	箇所	
擁壁予備設計	1	箇所	
擁壁工設計 詳細設計 (控え壁式擁壁)	1	断面	
擁壁工設計 詳細設計 (U型擁壁)	1	断面	
詳細図作成	2	枚	
トンネル設計			
坑門工設計A	1	箇所	
工事発注用図面作成			
図面修正B	3	枚	

1-2 適用する共通仕様書

契約書第1条に規定する「調査等共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)は、令和8年7月版とする。

1-3 テクリスへの登録

本業務は、「調査等における余裕期間制度」を適用しており、共通仕様書1-12-4「テクリスへ登録」の規定によらず、以下のとおりとする。

受注者は、受注時または変更時において請負金額が100万円以上の調査等について、業務実績情報システム(以下「テクリス」という。)に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員宛に電子メールを送信し、「登録内容確認システム」を用いて、監督員の確認を受けた上で、以下の期限までに登録機関に登録申請しなければならない。ただし、登録期限には、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める国民の祝日(以下「休日等」という。)及び共通仕様書1-3「日数等の解釈」に規定する日数は含まない。

(1) 受注時は、受注者が設定した業務の始期から15日以内

(2) 登録内容の変更時は、変更があった日の翌日から15日以内

(3) 完了時は、完了届提出日の翌日から15日以内

また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、テクリス登録時に監督員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が15日間に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。

当該業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、「低価格入札」にチェックした上で、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の

確認を受けること。

また、本業務の完了後において訂正または削除する場合についても同様に、テクリスから受注者にメールを送信し、「登録内容確認システム」を用いて、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

なお、テクリス登録に要する費用は受注者の負担とする。

1－4 履行期間

本業務は、共通仕様書 1－13「着手日等」の規定によらず、受注者の円滑な業務執行体制の確保を図るため、事前に技術者確保等の準備を行うことができる全体履行期間及び余裕期間を設定した業務であり、発注者が示した全体履行期間内（業務完了期限までの間）で、受注者が業務の始期（業務着手日）及び終期（業務完了日）を任意に設定することができる。なお、契約上の履行期間は、契約保証取得の日の翌日から受注者が設定した業務の終期までの期間とする。

余裕期間内は、管理技術者、照査技術者又は現場作業責任者を設置することを要しない。また、業務着手以外の業務のための準備を行うことができるが、現地踏査や打合せを行ってはならない。

なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

受注者は、落札者決定から 10 日以内に、履行期間通知書（様式－1）により、業務の始期及び終期を発注者へ通知しなければならない。

全体履行期間（業務完了期限）：契約保証取得の日の翌日から 320 日間（まで）

余裕期間（業務着手期限）：契約保証取得の日の翌日から 60 日間（まで）

1－5 資料の貸与

共通仕様書 5－2－3「資料の貸与」に基づく貸与資料は、下表の調査等業務による成果品等である。なお、貸与予定日までに成果品を貸与されない場合は、別途監督員と協議するものとする。

貸与資料	調査等業務名	貸与予定日	備考
設計成果品 （図面・報告書）	黒森山地区詳細測量	契約締結の日の翌日より 7 日以内	電子成果品
設計成果品 （図面・報告書）	黒森山地区工事用道路測量	契約締結の日の翌日より 7 日以内	電子成果品
設計成果品 （図面・報告書）	黒森山地区土質調査	契約締結の日の翌日より 7 日以内	電子成果品
設計成果品 （図面・報告書）	野沢地区構造物基礎調査	契約締結の日の翌日より 7 日以内	電子成果品
設計成果品 （図面・報告書）	雪崩対策調査設計 （Ⅰ期線建設時）	契約締結の日の翌日より 7 日以内	電子成果品
設計成果品 （図面・報告書）	黒森山地区工事用道路設計	契約締結の日の翌日より 7 日以内	電子成果品
設計成果品 （図面・報告書）	安座川橋基本詳細設計	契約締結の日の翌日より 7 日以内	電子成果品
設計成果品 （図面・報告書）	黒森山トンネル詳細設計	契約締結の日の翌日より 7 日以内	電子成果品
設計成果品 （図面・報告書）	野沢地区道路詳細設計	契約締結の日の翌日より 7 日以内	電子成果品
設計成果品 （図面・報告書）	黒森山地区附帯工設計	契約締結の日の翌日より 7 日以内	電子成果品
工事完成図	龍ヶ嶽トンネル工事 栈台補強工事	契約締結の日の翌日より 7 日以内	電子データ

設計成果品 (報告書)	令和7年度 新潟支社管内 技術検討会支援業務	契約締結の日の翌日より7日以内	電子成果品
設計成果品 (報告書)	令和8年度 新潟支社管内 技術検討会支援業務	契約締結の日の翌日より7日以内	電子成果品

1-6 部分使用

共通仕様書1-36の規定に基づき部分使用を請求する内容及び使用時期は下表のとおりとする。

内容	使用開始時期	使用理由
雪崩対策工設計 詳細設計図 設計計算書 数量計算書	令和9年7月1日	別途実施する調査等業務で使用するため

1-7 計画工程表

1-7-1 計画工程表の記載事項

共通仕様書1-14-1「作業計画書の提出」(2)に示す作業計画書中の計画工程表(本特記仕様書様式-2)の作成にあたっては、下記の項目ごとに作業完了時期を明示し提出するものとする。ただし、記載する項目は監督員と受注者との協議の上変更することができるものとする。

計画工程表は共通仕様書1-9-3「照査の実施」に基づく照査の実施時期及び共通仕様書1-22「打合せ」に規定する打合せの実施時期についても十分検討の上作成するものとし、これらの事項は計画工程表に記載するものとする。

種別	項目	備考
附帯工設計	現地踏査	
	雪崩対策工設計	
	施工計画検討	
	擁壁予備設計	
	擁壁工設計 詳細設計(控え壁式擁壁)	
	擁壁工設計 詳細設計(U型擁壁)	
	詳細図作成	
トンネル設計	坑門工設計A	
工事発注用図面作成	図面修正B	
打合せ		
報告書作成		

1-7-2 計画工程表に基づく作業状況の報告

受注者は共通仕様書1-22「打合せ」に規定する打合せの実施時に、作業の実施状況を計画工程表に記載した上で監督員に報告をするとともに、調査等打合簿に添付するものとする。

なお、受注者は前項で規定した完了時期が著しく変更となる場合は、共通仕様書1-14-3「変更作業計画書」に基づき変更計画工程表を監督員に提出するものとする。また、その結果調査等内容の変更が生じる場合の取扱いは受注者と監督員との協議の上決定するものとする。

1-8 打合せ簿の作成及び提出について

受注者による共通仕様書1-22「打合せ」に規定する調査等打合簿の監督員への提出は、打

合せ後7日以内（休日等を除く）に監督員に提出するものとする。

また、監督員は受注者より提出のあった調査等打合簿を受領後7日以内（休日等除く）に受注者へ返送するものとする。

1-9 工事記録情報の作成及び提出について

受注者は共通仕様書1-4-4-1に規定に従って、「工事記録収集システム」へデータ入力を行うものとする。また、業務完了までに「工事記録作成要領」に従って「工事記録情報 完了届」（本特記仕様書様式-3）を完了届提出予定の2週間程度前までに監督員に提出するものとする。その後入力データの照査を受け、監督員が発行する「工事記録情報 チェック結果票」にて照査結果の通知を受けるものとする。照査の結果修正が生じた場合は、監督員の指示に従い速やかに修正を行うものとする。工事記録収集システムに関する問合せ先は、当社が協定締結した「保全点検業務等の実施に関する協定」に規定する「保全情報管理員」とし、氏名等については別途監督員より通知する。

1-10 三者協議会について

本調査等の成果による発注工事（以下「予定工事」という。）において発注者及び受注者並びに予定工事に受注者が協議して、設計の理念及び意図に関わる理解を深め、適切な工事目的物の完成に資するよう技術情報の確認及び交換を行うことを目的として「予定工事の品質確保を推進する設計施工協同連絡会議」（以下「三者協議会」という。）を開催する場合がある。

三者協議会の実施は、本調査等業務の受渡し後に別途監督員及び受注者並びに予定工事の受注者として協定を結ぶものとする。受注者の三者協議会の参加に要する費用については、協定書によるものとする。

なお、本条項の記載により受注者の三者協議会への参加を義務付けるものではない。

第2章 業務細部に関する事項

2-1 業務内容

本業務は、磐越自動車道 西会津～津川間の4車線化事業における附帯工設計を実施するものである。

2-2 附帯工設計

2-2-1 現地踏査

現地踏査は、地形・地物等本業務に必要な現地の状況を把握するものをいう。

2-2-2 雪崩対策工設計

- 1) 雪崩対策工設計は、過年度業務成果品の雪崩調査結果を基に、雪崩対策工の比較検討及び詳細設計を行うものをいい、下表に示す条件とする。

対象箇所及び設計条件

項目	測点	数量	設計区分	備考
雪崩対策工	STA.794+30 ～ 795+70 付近	1箇所	雪崩予防施設 詳細設計	設計面積1,000㎡以上、 工法比較検討及び足場 仮設等の仮設構造物設 計を含む

2) 適用すべき諸基準

道路防雪便覧 日本道路協会（H2.5）

- 3) 雪崩対策工設計は、比較検討段階にて有識者による検討会を行うものとし、検討会にて決定された雪崩対策工にて詳細設計を行うものとする。なお、雪崩検討会において構造の変更が生じた場合は、監督員の指示に基づき設計条件について変更を行う場合がある。

2-2-3 施工計画検討

施工計画検討は、過年度業務成果品を用いて、龍ヶ嶽トンネル起点側坑口前の既設作業構台を撤去するための施工計画を検討するものをいう。具体的な検討内容は下記のとおりとする。

- 1) 気泡混合軽量盛土で充填された既設作業構台の撤去方法の検討
- 2) 撤去時のⅠ期線土工部境界との養生方法の検討
- 3) 1)、2)の検討により必要となる図面及び数量のとりまとめ

2-2-4 擁壁予備設計

擁壁予備設計は、2-2-3における箇所において、Ⅱ期線本線道路の支持基盤としての機能を満足するための設計を行うもので、地形・地質・立地条件等の基本条件と整合を図り、構造的・施工性・維持管理・経済性の観点から、構造形式の比較検討を行い、最適形式と基本構造諸元を決定することを目的とする。なお、擁壁予備設計は用地内での施工が可能な検討を行うものとする。

2-2-5 擁壁工設計

擁壁工設計とは、共通仕様書5-5-2の規定に準じて擁壁工を設計するものをいい、次に示す箇所について行うものとする。なお、2-2-4において構造の変更が生じた場合は、監督員の指示に基づき変更を行う場合がある。

(1) 控え壁式擁壁

番号	測点	擁壁種別	延長等 (m)	設計区分	同一設計 区分	断面数	備考
1	STA. 758+37 ～758+56	控え壁式擁壁	23.0	詳細設計	A	1	基本断面

(2) U型擁壁

番号	測点	設計区分	類似構造 物区分	擁壁形状		断面数	備考
				高さ	張出部		
1	STA. 758+43 ～758+56	詳細設計	A	同高	無	1	基本断面

擁壁工設計箇所における既設作業構台はⅠ期線とⅡ期線を連絡する機能を有しているため、連絡路の機能維持のための検討については施工計画検討を進めるとともに監督員と協議し定めるものとする。

2-2-6 詳細図作成

詳細図作成は、2-2-5の検討に基づき詳細図作成を行うもので、次に示すとおり行うものとする。

区分	図面種類	枚数	作成難易度	簡易な応力 計算	備考
用排水工	用・排水溝	1	簡単	無	
	集水ます	1	簡単	無	

2-3 トンネル設計

2-3-1 坑門工設計

坑門工設計とは、過年度業務成果品のトンネル坑門工設計を基に龍ヶ嶽トンネル終点側坑口の坑門を延伸するものをいい、下表に示す条件とする。なお、2-2-2において検討する雪崩予防施設を考慮した設計を行うものとする。

項目	測点	数量	設計区分	項目（型式）	備考
坑門工設計	STA.794+20 ～ 795+40 付近	1 箇所	詳細設計 （Ⅱ期線）	坑門工設計 A	面壁型

2-4 工事発注用図面作成

工事発注用図面作成とは、2-2-5の検討に基づき図面修正を行うもので、共通仕様書 5-1 1「工事発注用図面作成」の規定に従って作成するものをいい、図面の区分、成果品項目及び図面の修正率は下記のとおりとする。

内訳書の項目	図面の区分	図面の修正率	図面の内容	枚数
図面修正 B	比較的複雑な図面	30% 未満	平面図	1 枚
			横断図	1 枚
			排水系統図	1 枚

2-4-1 作成方法

図面修正においては、受注者は、監督員からの提示された修正内容（修正方針）及び提供された資料、図面を用いて工事発注用図面を作成するものとする。

監督員は、必要に応じて受注者から提出された工事発注用図面を基に追加内容や修正箇所について指示を行い、受注者は指示に基づき資料を修正のうえ、監督員に電子メール等を用いて電子データにより提出するものとする。

2-5 設計打合せ

本業務における打合せの回数は業務内容確認検査及びを含め、5回とする。打合せの検閲数量は1式とし、履行状況により打合せ回数が増減しても打合せ費用の変更は行わないものとする。ただし、監督員が打合せ回数の追加を指示した場合や業務の追加、変更に伴い打合せを追加する必要が生じる場合の取扱い監督員と受注者とで協議の上決定するものとする。

2-6 成果品

本業務の成果品は下表のとおりとし、電子データ及びNE XCO総研への提出部数は、共通仕様書 1-4 5-5に基づくものとする。

報告書の表紙は、薄青色（色番号SP278）、黒文字製本とする。

（1）設計業務成果品一覧表

設計種別・項目	成果品項目	出力時の縮尺 (分の1)	出力用紙 の大きさ	尺度	提出 部数	摘要
雪崩対策工設計	詳細設計図	—	A3		1	
	設計計算書	—	A4		1	製本
	数量計算書	—	A4		1	製本
	設計報告書	—	A4		1	製本
施工計画検討	撤去工詳細図	—	A3		1	
	施工計画図	—	A3		1	

	数量計算書	—	A4		1	製本
	設計報告書	—	A4		1	製本
擁壁予備設計	詳細設計図	—	A3		1	
	設計計算書	—	A4		1	製本
	設計報告書	—	A4		1	製本
擁壁工設計	詳細設計図	—	A3		1	
	設計計算書	—	A4		1	製本
	数量計算書	—	A4		1	製本
	設計報告書	—	A4		1	製本
詳細図作成	詳細図	—	A3		1	
	数量計算書	—	A4		1	製本
坑門工設計	設計報告書	—	A4		1	製本
	坑門工一般図	125～250	A3	原寸	1	
工事発注用図面作成	設計図	—	A3		1	

2-7 クマ対策に関わる対策費用

2-7-1 定義

クマ対策に関わる対策費用とは、現場作業においてクマに襲われる事故を防止するために要した費用をいう。

2-7-2 対象品目

クマ対策の対象品目は、下表に示すものとし、記載されたもの以外については、事前に受注者と監督員の間で協議するものとする。

品 目
熊撃退スプレー、注意喚起看板、熊鈴、ラジオ、ホイッスル、ホーン、鐘、鳥獣害防除機器、大音量スピーカー、低周波音スピーカー、サイレン、火薬銃、ロケット花火、獣よけ線香、獣よけシート、忌避剤、赤外線カメラ、電気柵、監視カメラ、箱罠

ただし、上記の継続使用にあたり必要となる電源に要する消耗品（電気料金、乾電池、発動発電機の燃料等）は対象外とする。

2-7-3 クマ対策実施報告書の提出

受注者は、クマ対策に関わる対策費用を請求する場合は、クマ対策実施報告書を作成し、監督員へ提出するものとする。

クマ対策実施報告書に記載する内容は、以下の事項とする。

- 1) クマ対策毎の実施数量及び実施期間
- 2) 実施状況が確認できる資料
- 3) 支払実績が確認できる資料

※熊撃退スプレー等の消耗品は、上記1)～3)の確認をもって使用前の購入品を費用計上できるものとする。

様式－1

令和 年 月 日

東日本高速道路株式会社 新潟支社
支社長 殿

住所
会社名
代表者

履行期間通知書

調査等名 磐越自動車道 野沢地区附帯工設計

標記について、発注者が示した全体履行期間内において業務の始期と終期を設定しましたので、通知します。

記

1. 契約保証取得の日

令和 年 月 日

2-1. 発注者が設定した全体履行期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (日間)

(1. 契約保証取得の日の翌日)

2-2. 発注者が設定した余裕期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (日間)

(1. 契約保証取得の日の翌日)

3-1. 受注者が設定した業務の始期

令和 年 月 日

3-2. 受注者が設定した業務の終期

令和 年 月 日

3-3. 契約上の履行期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (日間)

(1. 契約保証取得の日の翌日) (3-2. 受注者が設定した業務の終期)

1 設計業務

(全体履行期間) 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (日間)
(実履行期間) 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (日間)

[illegible]

2 関連業務資料

[illegible]

3 貸与資料

[illegible]

4 關係機關協議

[illegible]

4 その他懸案事項

[illegible]

5 協議内容、結果等

協議内容経緯等	○月○日 ①協議場所、出席者	○月○日 ①協議場所、出席者	○月○日 ①協議場所、出席者	○月○日 ①協議場所、出席者	○月○日 ①協議場所、出席者	○月○日 ①協議場所、出席者
	②協議結果	②協議結果	②協議結果	②協議結果	②協議結果	②協議結果

※作成上のポイント(記載内容は作成例であるため、共通仕様書及び特記仕様書の記載を確認の上作成すること)
① 適切な工程管理(履行期間の確保)を図ることを目的とする。

② 関連する調査業務や設計業務ならびに関係機関協議による資料入手や条件提示等の遅れが履行期間を圧迫することがないよう、資料入手・条件提示・対外協議の期限を明確化する。

④ 照査の時期と内容(結果)を工程表に明示することにより、作業の進捗状況に合致した照査作業が実施されていることを確認する。

⑤ 本工程表は作業計画書に添付するとともに、発注者と受注者双方で共有し、適切な履行期間を確保することで設計ミス等の防止、品質の確保を図る。

⑤ なお、本書式は固定のものではない。上記趣旨を理解したうえで、各業務単位で工夫・改良を加えて利用すること

※作成時の留意事項

① 関係機関協議については該当事項をその都度記入のこと

③ 工程計画に大幅な変更が生じた場合、協議時に発注者に提示し確認を行うこと。

6 照査内容

照査時期、照査内容、照査結果	<p>照査①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・照査時期：基本条件、設計条件検討時 ・照査内容：基本条件の照査 ・照査結果： 	<p>照査②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・照査時期：設計方針、最終形式決定時 ・照査内容：細部条件の照査 ・照査結果： 	<p>照査③</p> <ul style="list-style-type: none"> ・照査時期：成果品納入前 ・照査内容：成果品の照査 ・照査結果：
----------------	---	---	--

監督員 _____ 殿

受注者
管理技術者 _____ 印

工事記録情報 完了届

下記の調査等名について、工事記録情報の作成が完了致しましたので提出致します。

発注者名		東日本高速道路(株) 新潟支社	
調査等名		磐越自動車道 野沢地区附帯工設計	
No.	工 種 名	工事情報(テーブル名)	数 量

※発注時より履行内容に変更が生じる場合は、変更特記仕様書や変更数量表を添付する。